

労働者派遣事業関係業務取扱要領(※令和2年6月施行分)の改正概要
(2020年4月1日付けで更新した要領からの変更点)

○ 主な改正事項を掲載

2020.6.1改正

改正箇所		改正の概要	
第5	労働者派遣契約	2(1)イ(参考)10	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う条ずれの修正
		4(3)②	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の追加
第6	派遣元事業主の講ずべき措置等	27(1)	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う条ずれの修正
第7	派遣先の講ずべき措置等	19(1)	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う条ずれの修正
第8	労働基準法等の適用に関する特例等	1(1)	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う適用の特例の追加及び条ずれの修正
		第10-1表 5及び6	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担内容の追加
		第10-1表 7	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴い、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例」を新設
		6及び7	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う責任内容の追加及び条ずれ並びに文言の修正
第9	紛争の解決	8	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴い、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例」を新設
		1(1)イ、ロ	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う条ずれの修正
		2、3(1)	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う条ずれの修正
第14	その他	4(1)、(3)ハ、(5)柱書き及び	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う条ずれの修正
		2(5) 第14-1表及び第14-2表	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴う講義及び資料内容の追加
		3(1)	令和2年6月1日施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」に伴うガイドラインの修正